

議第 10 号議案

平成 26 年度地方財政に関する意見書の提出

平成 26 年度地方財政に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のようにおり提出する。

平成 25 年 12 月 17 日提出

政策・総務・財政委員会  
委員長 鈴木 太郎

## 平成 26 年度地方財政に関する意見書

眞の分権型社会を実現し指定都市がその役割を十分果たしていくためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税財源の拡充強化を行う必要がある。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割分担を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要である。

よって、政府におかれては、平成 26 年度地方財政において次の事項に配慮するよう強く要望する。

- 1 社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化など増大する地域の財政需要を的確に把握した上で、地方の一般財源の総額を確保すること。
  - 2 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。
  - 3 平成 26 年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれていることから、別枠の加算について拡充するとともに、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。
  - 4 地方交付税は地方固有の財源であり、地方公務員給与の引き下げの要請手段として用いるなど、一方的な国の政策目的を達成するための削減は今後行わないこと。
  - 5 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に当たっては、道府県、指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち、財政中立を基本として国が適切な地方財政措置を講ずること。
- ここに横浜市会は、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 17 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)  
文部科学大臣

} 宛て

横浜市会議長

佐藤祐文